

連絡協議の体制整備等に関する意見(要旨)

[2-3]

情報公開のあり方などの運営方法や、相手方を出席させる説得方法や解決方法のノウハウ等について、他のADR機関との情報交換や協議を通じて効果的なノウハウを吸収することは有意義である。

協議会などの場を設けることは、政策提言の機会として重要な意義を感じる。

国民の権利意識の向上から、紛争解決のニーズについても多様化しており、他のADR機関との協議の場を設けることは望ましい。

ADRの拡充・発展のためには、担い手の確保・研鑽や幅広いADR普及活動など、相互に関係する諸課題について、定期的な会議の場を通じて関係機関が協力して取り組むことが効果的である。

(所管)省庁の枠を超えた共通テーブルを作るのは時代の要請である。

個々の機関で扱う対象や機能には限界があるため、紛争当事者に他の適切なADR機関についての情報を提供する方法や、専門家の相互紹介等についての協議の場を設け、連絡を緊密にとることは重要である。

会議等設置への協力を含め、積極的に参画したい。

関連する分野におけるADR機関との定期的な会合や研究会の場を設け、判例研究など各団体共通に実務に役立つような内容について情報交換を行っていききたい。

裁判所、調停協会や国民生活センター、全国各地の消費生活センター等との連携を図っていききたい。

様々な機関が様々な商品を販売する金融分野などでは、特に他の機関との連携が重要である。

他の分野の機関を含めて情報交換を行うことは重要である。

消費者保護政策の一環として、各団体が共通のモデル約款を持てる状況にするための協議の場を設けるべきである。

多様なADRが有する独自性や個性を尊重し、その共存的発展を促進していくものでなければならない。

少人数で運営しており、相談内容も限られているため、会議が数多く設けられたとしても選別して参加することになる。

各ADR機関の業務内容の紹介から始め、逐次実質的な協議を積み上げていけばよいのではないかと現時点では、そのような場において各機関が裁判外の紛争解決を担当するという社会的使命を共感することが重要である。

現在設けている協議の場は、他の機関の活動・動向の把握に役立っているが、各機関の考え方や取組の相違も大きく、情報交換に留まっている。現実の苦情処理に際して関連の深い機関との協議の場を設けることは検討の余地がある。

ただ形だけの協議会を設けるのではなく、お互いの実情や欠点、改善方策などを実質的に協議できるものとすべきであるが、各ADRは設立母体や組織の制約から、本音や実情をぶつけあって協議できるか疑問である。

現在の運営体制も少人数であり、現状程度の情報交換で十分である。

意見交換等の交流を適宜行っており、特に定期的な会合の必要性は感じない。

原則的には賛成であるが、他の機関と取り扱っている相談内容が相違するため、参加方法については検討が必要。

行政主導の会議ではなく、より柔軟な場の設定が必要。

(アンケート調査 2-1-3より作成)